

別記様式第1号(第四関係)

まえしま
前島地区活性化計画

長崎県五島市

(平成29年2月)
平成30年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	前島地区活性化計画
都道府県名	長崎県
市町村名	五島市
地区名(※1)	前島地区
計画期間(※2)	平成29年度～平成33年度

<p>目 標：(※3)</p> <p>五島市は高齢化及び人口減少が進んでおり、都市との交流促進として五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略において離島航路の利便性向上を重点事業として掲げている。前島地区においても同様に高齢化及び人口減少が進んでおり、前島の持つ自然や水産物等の観光資源の魅力を伝えるため、自給自足生活体験や民泊等のソフト対策を五島市で行い、観光客が訪問する際に利用する定期船の離発着施設のハード整備を県で行うことで、前島の交流人口及び定住人口の増加を目標とする。</p> <p>前島地区訪問人数 2,031人(H26) → 4000人(H31)</p>
<p>目標設定の考え方</p> <p>地区の概要：</p> <p>ナル 奈留漁港は九州本土より西方約80kmに浮かぶ五島列島の中央に位置する奈留島の南沿岸に面した漁港であり、周辺は東シナ海・五島灘といった全国有数の好漁場に囲まれており、古くからまき網漁業が営まれており、リアス式海岸を活用して行われる養殖の集出荷拠点として栄えてきた。</p> <p>主な水揚げ魚種は、アジ、イワシ、サバ、ブリであり、アジ、サバ等青物を中心とした価格の低迷により、属地陸揚は量・金額とも減少傾向であるが、鳥獣害・日照対策などの衛生管理やブランド化による高付加価値化を進め、さらに近年ではマグロ養殖業も進出しており、漁業従事者の増収が見込まれている。</p> <p>前島地区は、広大な自然と漁場を有し、干潮時に前島と末津島を結ぶ陸地が現れるトンポロなど観光資源に富んでいる奈留島の二次離島である。</p>
<p>現状と課題</p> <p>前島地区は、奈留島の二次離島として位置しており、人口減少及び高齢化が著しく、かつては約300人いた住民は現在、約10分の1の31人(H26)となっており、高齢化は50%を超え住民の半数以上が高齢者となっている。また、浦地区～笠松地区～前島地区を結ぶ定期船が離島航路として就航しており、島民の生活物資の輸送等、人流・物流の拠点として唯一の生活航路となっている。しかし、笠松地区と前島地区の港において、船舶の小型化により、船舶と岸壁との高低差が大きく、高齢化が進む中で利用者の乗降時の転落等の危険性が増加している。</p>
<p>今後の展開方向等(※4)</p> <p>平成30年に世界遺産登録を目指す「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成遺産である「奈留島の江上集落」が奈留島に位置し、観光客の来島数も増加が見込まれている。前島の観光資源を活かしたソフト対策等に加え、世界遺産効果による集客により、浦地区～笠松地区～前島地区を就航する定期船の利用客も増加する。利用客の増加により、笠松地区及び前島地区において乗降時に支障となっている施設の改良は急務となり、干満差を考慮した浮桟橋を設置し、転落防止など施設利用者の安全性を確保することで、転落事故の減少のほか、観光客の増加へも寄与する。</p>

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
五島市	前島	地域住民活動支援促進施設(船舶離発着施設)	長崎県	有	ニ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
五島市	前島	五島五感塾(市営事業)	五島市	

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

前島地区(長崎県五島市)	区域面積(※2)	40ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 平成22年国勢調査によると前島地区の人口は、31人であり、農林漁業従事者は7人であり、人口に対する漁業従事者の割合は22%である。また、本漁港は漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の背後集落であり、漁港と一体的に発展してきた地域である。		
②法第3条第2号関係: 前島地区の人口は年々減少傾向であり、高齢化も問題となっている。また、離島航路の定期船発着地を有していることから、高齢化に伴い施設の安全性の確保が必要不可欠である。五島市では空き家を利用した水産加工場の建設や漁港内の海域を利用した釣り体験等を計画しており、地域資源を活用した交流人口の確保に向け、受入体制の整備が必要となる。また、五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略の中でも、航路の利便性向上は重点事業にも掲げられており、上位計画と整合性のとれた整備内容となっている。		
③法第3条第3号関係: 漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の背後集落である。また本市における市街化区域の設定は当地区にはない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画終了後の交流人口を五島市にヒアリング調査を行い、評価する。
(「長崎県観光統計」「五島市奈留支所定期船就航状況統計」より設定)

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。

前島地区活性化計画 区域図

漁港番号

4533020

種別

第3種

所管

離島

事業主体

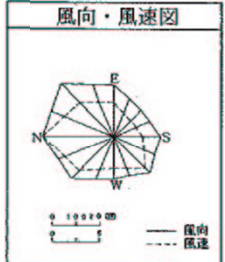
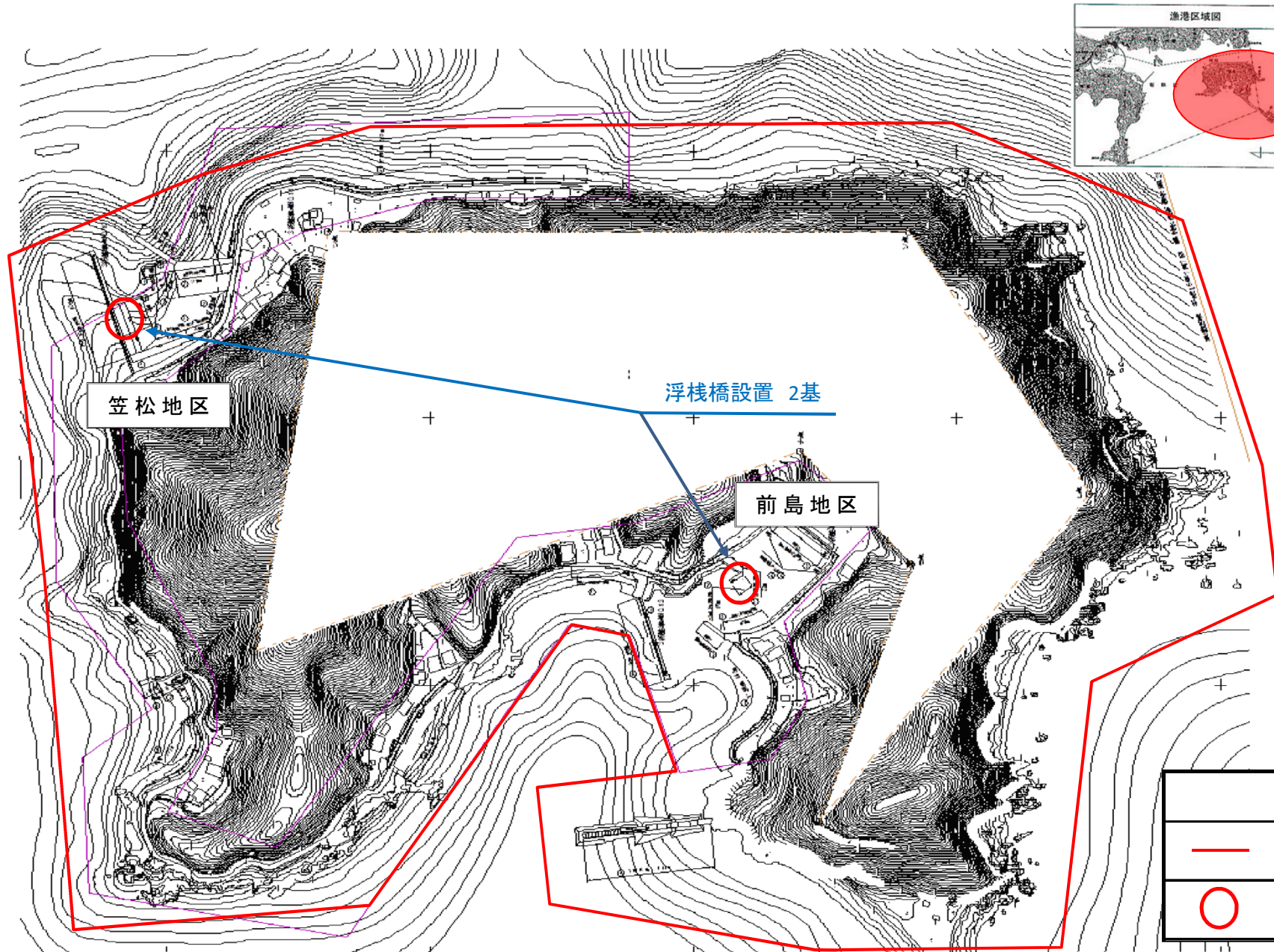
長崎県

管理者

長崎県

施工場所

長崎県南松浦郡奈留町浦地先



潮位図

M.H.W.L.	+3.50
H.W.L.	+3.20
M.W.L.	+1.635
T.P.	+1.50
L.W.L.	+0.00
D.L.	+0.00

凡例

	活性化計画区域
	計画箇所

農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策等)事業実施計画

計画主体名	計画期間
ナガサキケン	
長崎県	平成29年度～平成33年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
漁港漁場課 漁港計画班	095-895-2857	095-895-2586	d-nakamaru@pref.nagasaki.lg.jp

【記入要領】

計画主体名

・市町村名にはふりがなをふること

計画期間

・共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載する。

連絡先

・計画期間は活性化計画の計画期間を記入すること。

メールアドレス

・共同計画の場合は行を追加し、全ての計画主体の連絡先を記入すること。

・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	事業活用活性化計画目標の設定根拠
農山漁村への定住促進	前島は五島市の離島である奈留島のさらに離島である二次離島であり、離島の無人島化が進行する中、多くの自然や水産物等の観光資源を持つ魅力ある島である。人口の衰退及び高齢化が進むのに対し、この観光資源を守るためには新しい定住者の確保が重要となっている。

II 評価指標

第1評価指標(必須)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法															
	交流人口の増加		6,000人	計画区域における交流人口の増加数 6,000人 = 計画区域外からの入込客数(目標値) 12,000人 - 計画区域外からの入込客数(現状値) 6,000人 ※現状値の平成28年度は推計しているため、具体的数値目標の算定に当たっては、6,165人≒6,000人として算定した													
第1評価指標の設定根拠																	
<p>平成26年の五島市観光客数は400,282人であり、前島の来島者数は2,031人となっており、前島の訪問率は0.5%である。定住促進を図るには交流人口の増加が重要であり、体験等によるソフト対策及び世界遺産登録効果による観光客数の増加を見込み、現観光客数に対する訪問率1.0%である4,000人を目標として設定している。 (「長崎県観光統計」「五島市奈留支所定期船就航状況統計」より設定)</p> <table border="0"> <tr> <td>(現状値)</td> <td>(目標値)</td> <td>(目標値の設定)</td> </tr> <tr> <td>平成26年度 2,031人</td> <td>平成31年度 4,000人</td> <td>五島市観光客数 (H26)400,282人 (H27)412,927人 (H28)425,572人(推計)</td> </tr> <tr> <td>平成27年度 2,055人</td> <td>平成32年度 4,000人</td> <td>前島訪問率 (H26)2,031人÷400,282人=0.5% (H27)2,055人÷412,927人=0.5% (H28)2,079人÷425,572人=0.45%(推計)</td> </tr> <tr> <td>平成28年度 2,079人(推計)</td> <td>平成33年度 4,000人</td> <td>前島来島者数 (H31)400,282×1.0%≒4,000人 (H32)412,927人×1.0%≒4,000人 (H33)425,572人×1.0%≒4,000人</td> </tr> <tr> <td>計 6,165人</td> <td>計 12,000人</td> <td></td> </tr> </table>			(現状値)	(目標値)	(目標値の設定)	平成26年度 2,031人	平成31年度 4,000人	五島市観光客数 (H26)400,282人 (H27)412,927人 (H28)425,572人(推計)	平成27年度 2,055人	平成32年度 4,000人	前島訪問率 (H26)2,031人÷400,282人=0.5% (H27)2,055人÷412,927人=0.5% (H28)2,079人÷425,572人=0.45%(推計)	平成28年度 2,079人(推計)	平成33年度 4,000人	前島来島者数 (H31)400,282×1.0%≒4,000人 (H32)412,927人×1.0%≒4,000人 (H33)425,572人×1.0%≒4,000人	計 6,165人	計 12,000人	
(現状値)	(目標値)	(目標値の設定)															
平成26年度 2,031人	平成31年度 4,000人	五島市観光客数 (H26)400,282人 (H27)412,927人 (H28)425,572人(推計)															
平成27年度 2,055人	平成32年度 4,000人	前島訪問率 (H26)2,031人÷400,282人=0.5% (H27)2,055人÷412,927人=0.5% (H28)2,079人÷425,572人=0.45%(推計)															
平成28年度 2,079人(推計)	平成33年度 4,000人	前島来島者数 (H31)400,282×1.0%≒4,000人 (H32)412,927人×1.0%≒4,000人 (H33)425,572人×1.0%≒4,000人															
計 6,165人	計 12,000人																
第2評価指標(任意)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法															
第2評価指標の設定根拠																	

第3評価指標(必須)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
離発着施設での事故防止	0件	
第3評価指標の設定根拠 「地域の食と農の魅力を活かした体験等の受入体制構築に必要な施設等であること」は体験等のソフト対策の構築と併せて、安全な離発着施設の整備が要求されるものであり、現在直接岸壁へ乗降している箇所の環境改善を図る目的として施設整備を行うことで、利用者の海中転落事故数の目標を0件とする。		

【記入要領】

全般

・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。

事業活用活性化計画目標

・事業活用活性化計画目標の項目は実施要領別紙6の別紙に掲げる項目から選択するものとする。

評価指標

・評価指標の記載に当たっては実施要領別紙6及び「事業活用活性化計画目標の評価指標の設定について」により記入すること。

Ⅲ 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望額 (千円)	交付額 算定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用 活性化計画目標との関連性	備考
船舶離発着施設	前島地区	浮桟橋設置 2基	15m×2.5m 2基	H29～H30	長崎県	(40,000) 45,000	(20,000) 22,500	1/2	(20,000) 22,500	干満差に対応した浮体式係船岸を設置することにより、転落防止など施設利用者の安全性を確保する。また、安全に乗降できる場を整備することで、五島市の五島五感塾等のソフト対策等による交流人口の増加に対する受入体制を整え、地域の活性化を図る。	当該施設は、観光ルート上に位置し、都市住民が地域へ訪れる際に利用する施設であり、農泊の取組効果を高めるために必要な施設であることから、施設整備の要望をされた地域住民等と意見交換し合意形成を図っており、農泊の推進においても同様に合意形成を図る見込みである。また、長崎県と連携し、農泊を推進する体制も整備する予定である。
合 計											

- 【記入要領】
- 必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
 - 創意工夫発揮事業である場合は、事業内容の欄に一体として行う事業メニュー名及び一体的に行う必要性について併せて記載すること。
 - 事業メニューには、実施要領別紙6の別表1の事業メニュー名を記入すること。
 - 地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
 - 事業内容は、整備しようとする具体的な施設の内容を記載すること。
 - 事業規模は、施設毎の棟数と床面積、林道や森林管理道等の場合は地区名と延長など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
 - 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性は、これら目標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。
 - 「農泊推進関連対策」で実施する場合には、備考の欄にどのように「農泊」と関連するか明記すること。
 - (※)「農泊」とは、農山漁村において、日本ならではの伝統的な生活体験や農村地域との人々との交流を楽しむ滞在をいう。
- 【添付資料】
(別添)融資主体型支援助成対象者調書

IV 他の施策との連携に関する事項

(事業実施計画)

連携する施策名	事業メニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等
該当無し			

- 【記入要領】
- ①交付対象となる事業のうち、実施要領別紙5第11に掲げる施策と連携して実施する事業にあっては、連携施策名、連携施策の内容及び交付対象事業との関連性について記載すること。
 - ②連携する施策名には、実施要領別紙第5第11に掲げる施策を記載すること。
 - ③事業メニューには、実施要領別紙6の別表1の事業メニュー名を記載すること。
 - ④地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
 - ⑤必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。

計画主体名	長崎県		
計画期間	H29 ～ H33	総事業費（交付金）	(40,000千円（20,000千円）)
実施期間	H29 ～ H30		45,000千円（22,500千円）

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	五島市のソフト対策と併せて当整備を行うことにより、前島地区の交流人口及び定住人口の増加を目標とすることから、農村漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進の基本方針と適合している。
事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○	前島地区の交流人口及び定住人口の増加を目的とした観光客が訪問する際に利用する定期船の離発着施設の整備であり、事業の構成として妥当である。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略において離島航路の利便性向上を重点事業として掲げており、当計画との連携が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	地域住民より施設整備の要望書も提出されており、地域住民等の合意形成を基礎としている。
活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	定期的な意見交換の場として交流協議会を開催しており、構成委員の一員である女性町内会長の意見や提案などを聞く機会となっている。
事業の推進体制は確立されているか	○	五島市のソフト対策は平成29年4月事業開始を目標とし、当施設整備も地元からの要望書があり、地元調整も完了していることから推進体制が確立されている。
活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	五島市のソフト対策と併せて当整備を行うことにより、前島地区の交流人口及び定住人口の増加を目標とすることから、事業内容の整合性が確保されている。
農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	○	五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略において離島航路の利便性向上を重点事業として掲げており、当計画との連携が図られている。

計画期間・実施期間は適切か	○	測量及び設計1年、本工事1年の2カ年計画としており、計画期間として適切に設定している。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	(20,000) 交付金要望額 22,500 千円。当初計画の交付限度額は、40,000 千円×0.5＝20,000 千円で、今回、交付限度額の増加につき、重要な変更該当する。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	新設の浮棧橋であり、事業未実施である。
土木・建築構造物等の施行に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	県内及び管内において、設計及び施工ともに実績があり、設計・施工等における検査体制が確保される見通しがある。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	—
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別紙6に定める基準を満たしているか	—	—
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	耐用年数30年であり、5年以上のものである。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	○	平成30年キリスト教関連遺産の世界遺産登録を背景とした観光客の増加による効果の発現が見込まれる。
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け28農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	○	費用対効果算定要領に基づいて適切に行われている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	(1.73) 費用対効果が1.54であり、1.0以上となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を	○	要件類別7事業メニューに記載の浮棧橋を整備するもので

満たしているか		ある。また、事業実施主体は長崎県であり、要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	個人に対する交付及び目的外使用は該当しない。
施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見直し等は適正か	○	定期船の離発着施設として、地域間交流の拠点となり、地元住民の利用、また観光客の利用が見込まれ、利用計画が策定されている。
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○	平成 30 年キリスト教関連遺産の世界遺産登録を背景とした観光客の増加を踏まえている。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	当整備箇所は、地区内に類似施設がなく、必要性が高い施設となっている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	平成 30 年キリスト教関連遺産の世界遺産登録を見越した事業計画時期となっており、観光客の増加に対応した計画を検討している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	定期船離発着施設として関係機関及び地元と調整が完了しており、利用について十分に検討されている。
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○	平成 30 年キリスト教関連遺産の世界遺産登録に向け、全県下的に登録に向けた広報・宣伝を実施し、五島市においてもツアー等による観光客の増加に向けた取り組みが実施され、前島地区の利用計画に重要な役割を果たしている。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	定期的な意見交換の場として交流協議会を開催しており、構成委員の一員として女性町内会長の参画への配慮や促進のための取組がなされている。
事業費積算等は適正か	○	平成 29 年度に実施した実施設計の結果により交付限度額が増額となったものであり、適切な事業費積算となっている。
過大な積算としていないか	○	平成 29 年度に実施した実施設計の結果により交付限度額が増額となったものであり、適切な事業費積算となっている。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	建設費用及び維持管理費用が安価な FRP 製浮棧橋を検討している。

<p>附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）</p>	—	—
<p>備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）</p>	—	—
<p>整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か</p>	○	定期船の離発着施設として利用されており、設置箇所として適正である。
<p>施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか</p>	—	—
<p>体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別紙6に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか</p>	—	—
<p>交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か</p>	—	—
<p>処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）Iの第2の4の（3）の基準に照らし適正であるか</p>	—	—
<p>整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く）</p>	—	—
<p>地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内であるか。（既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか）</p>	—	—
<p>地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか</p>	—	—
<p>地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか</p>	—	—
<p>生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか</p>	—	—
<p>1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか</p>	—	—
<p>6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか</p>	—	—
<p>事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか</p>	○	長崎県として予算確保されている。
<p>入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さな</p>	○	競争性のある指名競争入札を予定しており、適切な契約方式となっている。

い場合は、その理由は明確か		
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	○	5年に1回の一般定期点検を始め、適正な管理・運営が見込まれる。
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	5年に1回の一般定期点検を始め、施設管理者及び施設利用者による管理が適正に計画されている。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	整備後の施設において、収入等は生じないため該当無し。
他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	—
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	○	重複申請は無い。
生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	—	—
他の施策（強い農業づくり交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○	他の施策の交付対象となる施設では無い。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。